

竹原市決算特別委員会

令和7年9月22日開議

審査項目

- 総括審査
- 採決

(令和7年9月22日)

出席委員

氏名	出欠
山元 経穂	出席
川本 圓	出席
松本 進	出席
宇野 武則	出席
吉田 基	出席
道法 知江	出席
大川 弘雄	出席
堀越 賢二	出席
今田 佳男	出席
下垣内 和春	出席
蕎麦田 俊夫	出席
村上 まゆ子	出席
平井 明道	出席

委員外議員出席者

氏名
高重洋介

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原 章弘

議会事務局係長 木原 昌伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職　　名	氏　　名
市　　長	今　榮　敏　彦
副　市　長	新　谷　昭　夫
教　育　長	高　田　英　弘
総　務　部　長	向　井　直　毅
企　画　部　長	國　川　昭　治
市　民　福　祉　部　長	森　重　美　紀
建　設　部　長	岡　崎　太　一
教育委員会教育次長	沖　本　太
教育委員会参事	大　橋　美　代　子
会　計　管　理　者	宮　地　康　子

午前9時56分 開会

○委員長（山元経穂君） ただいまの出席委員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第5回決算特別委員会を開催いたします。

それでは、全体質疑に入ります。

質疑項目ごとに3回、発言時間は答弁を含め1時間を限度としております。あらかじめ、発言通告書が提出されておりますので、委員席順に委員長において指名いたします。

各委員並びに執行部におかれましては、簡潔明瞭に質疑、応答を展開されますとともに、スムーズな進行にご協力を願いいたします。

それでは、まず最初に村上委員を指名いたします。

村上委員。

○委員（村上まゆ子君） 皆様、おはようございます。早速、総括質疑をさせていただきます。291ページ、教育費の施設維持管理に要する経費の中の修繕費についてお伺いいたします。

本市の小中学校には老朽化した施設が多く、修繕を毎年進めていただいているものの依然として児童、生徒の学習環境に支障があるのではないかといったような声も伺っております。決算では、施設維持管理費は執行されておりますが、現場の課題解消には至っていないと感じております。

そこでお伺いいたします。学校施設の修繕については、どのような基準で優先順位を定めているのか、また予算を執行してもなお、改善が追いつかない現状を市としてどのように認識されておられるのか、お考えをお伺いいたします。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 学校施設の修繕、いわゆる維持管理でございますとか、環境改善についてのことだと受けとめております。学校施設につきましては、子供たちの学習、生活の場であるとともに、地域コミュニティの中心であり、防災拠点の役割を果たす施設であるということで、安全・安心な施設環境を確保することが必要と考えております。そのために必要な学校施設の維持管理に関する予算につきましては、国庫補助金の活用も図って行う大規模な改修に係るもの、単市財源で行う施設の老朽化によって生じる不具合等

の改善に係るもの、また不特定の修繕に係るもの、そういった主に3種類の予算を使っております。大規模改修につきましては、計画的に実施するため、中期的なスパンで計上時期をコントロールしながら、また単市財源で行う不具合等の改善に係るものは優先度を判断しながら、必要額を見積もり、不特定の修繕に係る一定額と合わせて、それぞれ予算計上しております。財源に限りがある中で、一気にすべて解決が図れるように取り組むことはできておりませんが、安全・安心な施設環境の確保について、優先順位を高く置いて取り組んでいるところでございます。以上です。

○委員長（山元経穂君） 村上委員。

○委員（村上まゆ子君） 安心・安全を第1に優先順位を決めながら取り組まれているというお答えだったのですけれども、そうは言われましても学校の安心・安全、言われると先ほどもご答弁あったのですけれども、どうしても大規模改修などのハード面にどうしても目が行きがちだと思います。しかし、子どもたちからすれば、学校というのは1日の大半を過ごす生活の場だと私は考えますので、だからこそ、少しでも過ごしやすい環境づくりといったものが必要であり、やはり当事者の声といった子どもの声をどういうふうに修繕部分に取り入れていけるかがこれから課題ではないかと考えます。実際に学校現場では和式トイレが多くて使いにくい状況であったりだとか、体育館のカーテンが何年も破れたままになっているなど、直接的に命に関わる問題ではないのですけれども、そういったものがやはり学びの質だったり生活の質に影響を及ぼすのではないかと考えます。そういう不便さや不快さ、そういったものがちょっと後回しになっているなど私は感じます。

市として、このような子どもたちの日常に根差した声、そういったものをどのように修繕や環境整備に優先順位を付けて反映させていかれるのか、見解をお伺いいたします。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 子供の視点を学校施設の維持管理、また環境改善にどのようにつなげていくかということでございますが、竹原市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則というものがございます。そういった規則におきまして、校長は学校施設や設備等の保全管理に努め、教育委員会に保全管理に関する意見を申し出ることができる。そういう内容の規定がございます。

子供の視点につきましては、日常の学校生活における子供の声を直接聞いたり、また家庭で子供が話されることを聞いた保護者の声を面談等を通じて校長が把握されるということで、その把握された内容を教育委員会に申し出ていただくことによりまして、施設の改善等に反映されている部分もあると、そのように考えております。いずれにいたしましても、子供たちの日常の生活の場であります学校が安全で安心して過ごせる場となるように、委員さんのほうから学びの質、生活の質という言葉もございましたが、そういったところも意識しながら、とは言いながら、財源に限りもございますので、その中で優先順位を付けながら、引き続き取り組んで参りたいと考えております。

○委員長（山元経穂君）　村上委員。

○委員（村上まゆ子君）　限りある財源の中で優先順位をというお話をしたけど、やはり細やかな部分においても、やはり計画的に改善していただきたいと申し添えておきます。

様々ご答弁いただいたのですけれども、最後にあえて市長にお伺いいたします。

学校は、教育の場であると同時に、災害時の避難場所であったり、地域住民の活動拠点として、地域の核となる施設でもあります。そのため、トイレの洋式化など環境整備は子どもたちのためなく、地域住民が災害に遭ったときなどにとって、やはり必要なものだと考えます。今後の修繕や改善にあたって、地域の核としての役割も踏まえつつ、学校施設の整備や環境維持管理をどのような方針で進めていかれるのか、最後に市長にお伺いいたします。

○委員長（山元経穂君）　市長。

○市長（今榮敏彦君）　学校施設の環境に関する取組に関するご質問というふうに受けとめます。学校の子どもたちを見守る環境のみならず、先ほど委員がお話をされましたように、学校というのは地域の中核的な施設にも位置付きますし、有事の際の避難場所という位置付けもございます。こうした多様な観点から、その施設をどのように管理をしていくかにつきましては、先ほど来、教育次長がご説明をした学校運営上の施設管理に関する考え方方に加えまして、やはり全体的な地域の核として、また防災拠点としての学校施設の今後のあり方等についても踏まえなければいけないというふうにも考えているところであります。いずれにいたしましても、学校施設につきましては、今後適正配置等の関係もござ

いますが、地域に残る学校施設が一応用途廃止した場合の拠点としても社会教育施設としても機能していくというふうな、特に体育館等の場合はそのようなこともありますので、今後も、いずれにしても環境整備について、縷々ご提案をいただきましたが、財源の全体枠の中で計画的に取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますし、全庁でそのような観点のもとに協議をしながら進めて参りたいというふうに思っております。

○委員長（山元経穂君） 以上で村上委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして、下垣内委員を指名いたします。

下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） それでは、質疑項目、3点ほどあるわけですが、1点目、農業施設整備についての質疑からさせていただきます。

農産物を育てるには必ず水が必要でございます。その水を安定的に使用するには、農業水路等の利用は不可欠であります。先人たちは、農産物の安定的な供給や増産のために農道や農業水路を長いものであれば何キロも引っ張り、水路の傾斜も考え、農業生産のため、古くから利用されて来られています。その農道や農業水路を現在私たちが利用していますが、多くの農道や農業用水路ができてからもう何十年も経過し、今は大変、老朽化が激しく、農道はでこぼこになり、農業用水路の多くはひび割れ等がし、水漏れも多くしております。農業施設の補修、保全が必要な箇所は多く竹原市でも存在していると考えます。しかし、市の農業施設整備等の修繕料の予算は毎年150万円程度であります。市のほうとしては、緊急性の高いところから計画的に修繕等を実施されておられると考えますが、少しでも多くの農業用施設整備ができるように、令和8年度以降の予算増額の実施ができるかについて検討していただけるかをお伺いさせていただきます。

○委員長（山元経穂君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 農業用施設の修繕料につきましては、農業施設の老朽化による損傷に迅速に対応するなど、農作業への支障が生じないよう、適正な維持管理を行うため、日常的な維持管理や小規模な修繕の経費として予算化し、農業生産の安定化と農業、農村地域の生活環境を守るものでございます。その際に、農地や農業用施設の修繕に当たりましては、農業用施設整備事業等の分担金徴収条例に基づいて、市で施工する農地、農

業用地施設及び農林業の林業用施設の新設、改良、維持または変更並びに災害復旧事業については、受益者農家の方へ事業費の一部を条例に基づく割合で分担金としてご負担いただいているところです。

修繕料の予算につきましては、日常的な維持管理、小規模な修繕であることから、前年度までの予算実績に基づき必要な経費を計上し、受益者の方々からの要望や現地調査に基づいて施工しているところでございます。そのため、必要な修繕料の予算につきましては、今後も予算執行の実績や要望状況を勘案しながら検討して参ります。以上です。

○委員長（山元経穂君） 下垣内議員。

○委員（下垣内和春君） 2回目の質疑をさせていただきます。現在、農業人口は少しづつ減少していることになっております。農道や農業用水路を利用する方も前に比べれば減少した傾向にあると思います。そのために、農業施設の管理です。少数の利用農家が高齢化が進み、周辺の草刈や泥上げ、軽微な補修等をかなりの負担でやっていることが今の現状でございます。現在の農業経営はいろんな経費が高くなっていますので、そのために農業を断念される方もおられます。農業を継続するには、農業施設の強靭化が今後も必要であります。その費用負担については、現在の市の負担割では農家負担割合は農地で35%を農家が負担すると、農道、農業用水路等は10%であります。農業の負担軽減を個別審査での答弁では近隣市町の状況等を調査したいとの答弁であったと思います。特に農地、水田や農業用水路は大雨災害等の災害の軽減にも大きな役割を果たしております。ぜひとも、負担割合の軽減の検討をしていただけるか、お伺いいたします。

○委員長（山元経穂君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 受益者負担金につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、条例に基づき負担割合が定められているところでありますが、就農者の減少に伴う受益者の減少により、1戸当たりの負担金額は上昇傾向にある上、耕作放棄地の増加により就農者の種労務負担や補修の必要な農業用施設も増加傾向にあるものと認識しております。一方で農業の人手不足、耕作放棄地の増加などについては全国的に大きな課題であることからも、受益者負担のあり方については、広島県や周辺自治体の他の取組について調査しつつ、本市の展開について、今後も検討して参りたいと考えております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） それでは、2番目の項目の質疑に入らせていただきます。2番目は空調施設整備、保護者負担軽減についての質疑でございます。令和6年度の決算では、小学校空調設備整備事業として、職員室の空調設備の更新と特別教室の空調の新設を実施されておられます。令和8年度以降は学校の適正配置事業として大きな事業がありますので、費用も多くかかるとは思いますけど、個別審査で伺ったところ、なかなか予算的に厳しいというような答弁であったかのように思われます。今後、国の交付金等を最大限活用し、児童、生徒の熱中症対策はもちろん、災害時の避難所にもなっているので、市全体で計画的な実施を再度検討していただけるかについてお伺いをいたします。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 体育館等への空調設備の整備についてということでございますが、日本の年平均気温につきましては、様々な変動を繰り返しながら上昇している。そういったことなどから、これまで、まずは全学校のすべての普通教室に空調設備の整備を行い、その後、令和4年度から6年度にかけて、学校適正配置も踏まえながら、特別教室へも空調設備の整備を行うなど段階的な対応を図って参ってきたところでございます。しかしながら、現在体育館において、空調設備が未整備であるということで、夏季において体育館を活用した事業、また行事を安全に行なうことが困難になること、そして、クラブ活動が制限されていること、そういう影響が出ていると認識しております。また、国におきましても新たな交付金の創設や地方財政措置の強化が講じられている。そういうことを考えますと、学校体育館への空調設備の整備促進が図られているということで、教育委員会といたしましては、喫緊の課題であると、そのように考えております。今後におきましてはですね、学校体育館の将来的な配置のあり方や避難所の指定について、方向性の検討を行った上で優先順位を高く位置付け、計画的に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） 質疑の2回目をさせていただきます。

次は、保護者負担軽減の補助金についてでございます。学校給食費の負担金の軽減補助金については、

令和4年、令和5年、令和6年、令和7年と軽減補助金は実施されておられます。現在も物価高騰は続いております。令和8年度においても、補助金の継続を個別審査でお伺いしたところ、実施予定の答弁はありませんでした。ということの中で、私もいろいろ決算書、予算書等を見させていただいたら、やはりその年度に国からの物価高騰の対応の交付金が交付されたあと、補正でそういう補助金で対応されております。令和8年度も国の物価高騰等は当然交付金として交付されると考えます。例年どおり、そういう交付金が交付されれば、今までと同じような補助金を実施いただけるかについてお伺いたします。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 学校給食費についてでございます。学校給食費につきましては、学校給食法の第11条におきまして、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費等や学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とし、それ以外の経費、つまり食材料費については、保護者の負担、つまり給食費とするように定められております。しかしながら、令和5年度から物価高騰による食材料費の値上がりに対応するため、引き上げた給食費の25円に対しまして、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした補助金を給食費会計に交付することで保護者負担が実質増額しないよう、そういった措置を図ってきたところでございます。その後、さらなる物価高騰によりまして、食材料費の値上がりが続き、現在の給食費等では安定して安全・安心な給食の提供が難しいということから、この2学期から現在の給食費に35円を上乗せした額を1食当たりの金額として、給食費会計の経理を行うこととし、その上乗せした35円に対しましても、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした補助金を給食費会計のほうへ交付することで保護者負担が実質増額しないよう、そういった措置を図ってきたところでございます。こうしたことにつきましては、昨今の物価高騰は米に限らず、生活に必要な様々なものを値上がりさせていることから、子育て世代に対する家計負担を軽減し、生活支援を行う、そういった観点で委員が紹介いただきましたようにこれまで数次にわたり、学校給食費負担軽減補助金について制度設計を行い、実施してきたところでございます。そういった中で、今年の米の収穫期において、生産者からJAが買い取る価格が前年と比較して1.6倍を超えるといった報道もありまして、給食費会計に与える影響を懸念しているところでございます。来年度以降の保護者負担の軽減を図ることにつきましては、こうした給食会

計への影響でございますとか、今のところ情報は出ておりませんが、国の交付金の動向を踏まえまして、子育て世帯に対する影響を可能な限り抑えることができるような方策をしっかり検討して参りたいと考えております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） ありがとうございます。2項目目の最後の質疑をさせていただきます。児童、生徒が学校等で安全・安心に生活が送られることが一番だと私も考えております。体育館等への空調設備は喫緊の課題と承知されておられると思います。熱中症対策は子どもたちの健康面として重要な問題と考えます。計画的な実施と国のほうへの空調整備の全面交付金の対応になるように、強く要請をしていただきたいと思いますが、その辺について最後、教育長にお伺いいたします。

○委員長（山元経穂君） 教育長。

○教育長（高田英弘君） 今も議論いただきましたように、昨今の夏の気温の高さは危険な暑さって言いますか、そういう表現をされるほど過酷なものになっており、社会生活に大きな影響を与えてるというふうに私も認識をしているところでございます。学校におきましては、空調設備を整えていただいた教室においては、穏やかにしっかりとした学習活動ができている一方で、体育館を活用いたしました授業でありますとか、行事を安全に行うということについては困難になってくる部分がございますし、部活動が制限されてるなどの影響も出ておりまして、教育委員会といたしましては、これまで教育次長が申し上げましたように喫緊の課題である、こういうふうに認識をしているところでございます。

今後におきましては、これまでの答弁と重なる部分でございますけれども、学校体育館の将来的な配置のあり方や避難所の指定について、方向性の検討を行った上で、優先順位を高く位置付けて計画的に取り組んで参りたいというふうに考えております。

国に対しての要請につきましては、我々、都市の教育長で作っております全国都市教育長協議会におきまして、令和8年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情等を8月に行っておりまして、その中で体育館の空調設備を含め、将来を担う子供たちのための教育環境の充実に向けて取組を、そういった取組に対する財政支援の充実強化について要請を行ったところでございます。いずれにいたしましても、学校体育館の空調設備の整

備を含めまして、先ほど村上委員からもございました学校における教育環境や子供たちの生活環境の整備、そして、給食費などの保護者負担の軽減など、竹原の子供たち一人一人の可能性を最大限引き出していく環境の整備につきまして、教育委員会といたしましては、可能な限り推進を図りたいという教育の振興を第一義とする気持ちは強く持っているところでございます。しかしながら、ご承知のように財源にはその時々において限りもございますし、限界もあるのが現実でございまして、断腸の思いで次に順送りをせざるを得ないこともあります。今後においても、教育委員会としましては、教育の振興第一義とする本懐を忘れることなく、財源の確保に全力を尽くしながら、手段としては熟慮断行の上で優先順位を付け、着実に施策を展開して参りたいと考えております。ご理解をよろしくお願ひいたします。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） 子どもたちのために、しっかり対応していただきたいと思います。

それでは、最後の質疑、3項目目の令和6年度決算書から見る今後の財政運営についての質疑に入らせていただきます。

まず最初に、市税等の減少にある中、今以上に収入未済額の減少に努めるというのは大変必要なものだと考えております。令和6年度決算においては、特に市税等の減少は大きく、令和5年度決算に比べれば3億4,800万円程度減少しております。しかし、地方交付税につきましては、基準財政収入額としての個人住民税や固定資産税などが減少したため、これらの要因も含めて普通交付税は令和5年度決算額より4億2,100万円程度増加しております。しかしながら、今後、納税義務者等も減少してくるのではないかと考えております。その中で、やはり収入未済額をしっかり取り組むということは大変重要な要素だと思います。令和7年3月末の残高におきましては、一般会計、特別会計の収入未済額の合計は1億7,597万2,000円余りであります。昨年よりはですね、17万5,000円ほど増加をしております。しかしながら、一般会計のほうでは1,140万円ぐらい減少しております。しかしながら、特別会計の中で若干増えているという状況がございますので、そこらも含めてですね、私が思うのは収入未済額はやっぱり納税者

や受益者の公正、公平性をですね、どうしても期さないといけない。払うものを払っていただくということ。やっぱり歳入確保というのが一番でございますので、今後ですね、未済額の減少に向けたですね、取組をどのように取り組まれるかということについて、お伺いさせていただきます。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） 収入未済額の縮減に向けた取組へのご質疑でございます。こういった縮減に向けての取組といたしましては、現在のところ徴収強化月間を定め、納税相談や個別訪問の実施、また夜間納税相談等を行う中で、個別の状況に応じた催告でありますとか、分割納付の相談、また財産調査などの収納対策を現在実施しているところでございます。しかしながら、先ほど議員ご指摘のとおり、依然として収入未済額は現在もあることから、今後も引き続き、こういった取組を行っていく必要があるというふうには認識をいたしております。

具体的な取組といたしましては、まず1点目として徴収業務の専門性を高めるための研修でありますとか、徴収技術の習得、また2点目といたしまして、滞納者に対する、こちらは期限内に納付されている市民との公平性の確保、こういったことの観点から滞納者に対する差し押さえなどの滞納処分の実施や滞納者への適正な納税の促しを行う。また、3点目といたしまして、債権確保対策委員会というものを現在設けておりますけれども、こちらにおきまして、各部署が有する債権について、横断的な情報共有を行い、効率的な徴収を推進するとともに、年度ごとに現年度と滞納繰越分の目標設定を現在行っておりますけれども、そういった目標の達成に向けた取組ということを現在も継続して行っているところでございます。

こういった取組を行っていくとともに、市税以外の分担金でありますとか、使用料、手数料等においても、名寄せ台帳等を活用するなど各部署等と連携を密にしながら、自主財源の確保に努めているところでございます。こういった取組を通じまして、今後とも公正かつ適正な税務執行に努め、収入未済額の縮減に引き続き、取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） 収入未済額を減少にする取組は大変だろうと思いますが、今後

ともしっかりと対応していただきますようによろしくお願ひいたします。質疑の2回目をさせていただきます。

今後の財政調整基金等の有効活用と有利な交付金、地方債による財政運営の取組についてお伺いしますけど、令和6年度決算においては、庁舎移転事業や緊急自然災害防止対策事業など施設のため、地方債の残高は令和5年度末より24億7,900万円程度増加しております。また、基金の残高におきましては、令和7年3月末現在の現在高では59億8,900万円程度でございます。令和6年3月末の現在高よりは6億1,000円余り増加しております。その中で、財政調整基金につきましては、860万円ぐらい増えているのだと思います。それと、減債の基金については1億5,000万円ぐらい増えているということは、それを増やして、今度の債権の償還に充てるとかということを計画的にやっておられるから、そういう現象になっていると思います。いろいろとですね、市のほうもいろんな状況の中で対応されていると思います。今後ですね、高額の予算が必要となる公共施設ゾーン再整備事業やその他の事業などで財政需要というものは今後、増大していくと私は考えております。そのためにも、今の基金等の有効活用や有利な交付金、地方債の運用が大変重要になってくると考えます。今後の中長期的な財政運営をどのように取り組まれるか、副市長にお伺いをさせていただきます。

○委員長（山元経穂君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） これまで事業を実施するにあたりましては、事業の必要性や、あるいは実施時期、実施方法などについて議論した上で、国、県からの補助金、あるいは後年度交付税措置がある地方債の有利な財源を活用するということで、一般財源の持ち出しを極力少なくなるように取り組んできたところでございます。この結果として、一部議員からもお話のあったとおりですが、基金の残高として、令和5年度決算においては5億3,200万円余、令和6年度決算においては1億9,900万円余の増加をし、現在6年度の決算におきましては、基金は全体ですが、42億8,300万円余に増加してきているところでございます。一方でご指摘のとおりですね、地方債残高は昨年度に比べても大きく増加しております、178億円ぐらいになっております。また、近年の民間の状況も踏まえてですが、人事院勧告等に伴いまして、会計年度任用職員も含めて人件費が

増加してきているということや、あるいは様々な物件費というのもも上昇してきているところでございます。また、先ほどからありましたとおり、人口減少あるいは少子高齢化が進行する中ですね、税収減によりまして、歳入面においてもより厳しさが増すという状況になってくることが非常に予想されているところでございます。今後、こうした中にありますても、一定に多くの経費が見込まれる公共施設再整備としての複合交流施設整備を始めといたしまして、市民の安全、安心でありますとか、市の活性化に必要な事業、こういった事業を行うについては、行うべき事業はしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに考えております。こうした事業を行うことに当たりましては、ソフト、ハードに問わず、いろいろな国、県の情報もしっかりと捉えながら、国、県の補助金あるいは交付金、そして、後年度交付税措置のある有利な起債というものを活用しながら、必要に応じてですが、財政調整基金等の基金も有効活用を図っていきながら、一方ではしっかりと事務事業の見直しというのも行いながら、持続可能な財政運営というものが図られるよう計画的にしっかりと取り組んで参りたいというふうに考えております。

○委員長（山元経穂君） 下垣内委員。

○委員（下垣内和春君） 今後の事業について大変だろうと思いますけど、安定したですね、財源で、しっかりと市民のために頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後の質疑をさせていただきます。最後は市長のほうにお伺いをさせていただきます。竹原市として市民の皆さんのために事業を進めるにはですね、やはり国の交付金が不可欠だと私は考えます。今後ですね、竹原市において、過疎債ですね、それがなかなか竹原市では使えない状況が今までありますけど、再度市長のほうからですね、国ほうへですね、そういういい起債が使えるようにですね、強く要請をしていただきたいと思いますが、そのことについて、最後に市長にお伺いします。

○委員長（山元経穂君） 市長。

○市長（今榮敏彦君） 財政運営上の有利な財源、交付金でありますとか起債でありますとか、ご意見、ご提言をいただいております。いずれにいたしましても、国の財源というものは本市の事業を進めていく上で非常に貴重なものでございますので、この間も交付金であれば、申請を行い、その採択に向け取り組み、また起債につきましては、県を通じた国の各省庁へのですね、様々な協議、また申請を進めた上でですね、今、竹原市の事業を

進めているというところでございます。お尋ねの過疎債につきましては、これは国會議員の議員立法によって10年間が期限だったというふうに認識しておりますけれども、認定をされ、やはり要件というものがございまして、その要件につきましてはですね、現状では竹原市は該当していないという状況でございます。その他にも中山間地の法律上の指定でありますとか、様々な地域でありますとか、各要件に基づいた対象となる、ならないというものもあるわけであります。過疎債の前回のですね、国の協議の前段においてもですね、私も竹原市として単独の要請行動をですね、国議員の皆様にも行って参りましたが、相当程度ハードルが高くてですね、その点についてはなかなか採択に向けては難しかったということもあります。今後はですね、過疎債を含め、様々な新たな起債制度の創設等もですね、この間も行われて参りました。その有利な財源をですね、竹原市の事業推進のために、採択に向けて取り組むことは非常に大事な取組であるというふうに思っているところであります。時限的に創設をされます起債制度を含めですね、竹原市単独のみならずですね、全国市長会への広島県または中国市長会からの要請、要望を含めてですね、積極的にその行動もとつて参りたいというふうにも考えております。いずれにいたしましても、国の交付金、起債を十分活用した上で、先ほど、副市長が答弁を申し上げましたけれども、竹原市の主要事業または今後予定される事業についてですね、しっかり財源確保について取り組んで参りたいと思っております。

○委員長（山元経穂君） 以上で、下垣内委員の総括質疑を終了いたします。

続きまして、道法委員を指名いたします。

道法委員。

○委員（道法知江君） それでは、よろしくお願ひいたします。決算書の59ページに地方交付税のことが書かれていて、今回は個別審査のときにもお伺いさせていただいたのですけれども、予算額より大幅の増だということで、第1点目の質疑なんですけれども、この財源の財政運営にいわゆる大幅な増ということもありますので、どのような効果があったのかということをお伺いさせていただきました。基準財政需要額が増加して、基準財政収入額が減少したということとか、10万人以下の基準の算定とかという説明もいただきながら、国の税収も結構好調であるということもありますし、職員給与に財源はどのよう

に使われたのかという質疑をさせていただきましたら、職員給与に上乗せ、そして統一システム、また令和6年度の財政計画に基づいて公債費の償還などということも見込んで要望のある事業に計上したっていうご答弁をいただいたと思います。それで、この下のほうにラスパイレス指数との関係はと書かせていただいているのですけれども、一般行政職の給与ベースということで、ラスパイレス指数が昨年、令和5年度は100.6だったと思います。そして、令和6年度が100.5ということで、0.1ポイントほど下がっているっていうことは事実承知なのですけれども。では、ラスだけがすべてとは言いませんけれども、近隣市町はどうなのかなっていう話を見ましたら、呉市も100ぐらいで、東広島市は100前後、三原市が96.6、神石高原町でも95.6ということで、竹原市の100.5というのは、国家基準を100とすると、やや上回っているっていう状態がずっと続いているっていうことだと思います。100を超える自治体でも人件費の負担がかなり重いというふうに思っております。人事院勧告からの国家公務員の給与の改定を前提にしたもので、地方自治体に対しては法的な拘束力はないということでもありますし、本市のラスパイレス指数の100.5、この国を上回る給与水準ということに対して、財政の余力の乏しさっていうのを踏まえた上で、今後の引き上げなども検討するのであろうかということもちょっと不安も感じながら、その財政の硬直化に与える影響というのはどのように判断しているのかということをまず、地方交付税を見た上でお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） まず、ラスパイレス指数でございます。こちら、ラスパイレス指数といいますのは、ご承知のとおり、国家公務員の給与水準を100とした場合における地方公務員の給与水準がどのくらいを示すかという統計上の数値でございまして、具体的には地方公共団体の職員の学歴でありますとか、年齢階層別の平均給与月額を国の職員構成に合わせて調整した上で、比較算出されているものでございます。本市における令和6年度のラスパイレス指数は100.5ということで、委員も先ほどご指摘のとおり、前年度比0.1ポイント減少はいたしておりますけれども、引き続き100を超えてるという高い水準となっております。本市のラスパイレス指数が高い要因といたしましては、

地方公務員の給与決定の原則の1つであります、いわゆる職能給の原則によりまして、決まっているものでございますけれども、こちら、一時的にですね、以前職員採用抑制を行ったことなどに伴いまして、経験年数が国の職員と同じでも、国より早く管理監督に昇給したというような実績もあったりでありますとか、先ほどの職員抑制と重なるのですけれども、年齢構成に若干ちょっとばらつきというか、偏りがあるということもありまして、そういった部分もあって、若干国よりも高い水準になっているものというふうに分析をいたしております。

今後におきましては、職員採用計画の中でそういった年齢構成の偏りなどの解消によりまして、ラスパイレス指数の適正化を図っていこうというふうに考えているところでございます。ラスパイレス指数と併せまして、総人件費という考え方でいきますと、先ほども申しましたように、ラスパイレス指数と総人件費の関わりというのではありませんが、抑制というものがやはり全体の事務事業を行っていく上で、歳入歳出のバランスというものを考える中でそこは抑制というものは必要であるというふうに考えておりますので、こちらにつきましても適正な人員管理に努めて参りたいというふうには考えております。

併せまして、やはり交付税、市税含めて、全体の歳入の中で歳入歳出のバランスを取るという中で必要な事業を行っていくということを踏まえますと、やはり財源確保というものは非常に重要であろうというふうに考えておりますので、そういったものも含めまして、あらゆる財源確保というものに努める中で歳入を増やす、そういった取組を進める中でいろんな政策的な経費、こういったものに充当できるよう取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） 市民の皆様とすると、近隣の市町はやはり職員の給与というはどうしても比べざるを得ないというか、そこがある程度の基準というふうな見方をされているのは事実だと思います。それは様々な理由があるにせよ、やはりこれだけ物価高、困窮しているような市民の方たちの声、そして先ほど今までのお2人の委員の方からもあったように、一番大事な未来ある子どもたちの学校施設の生活環境ですら、なかなかそこに

財源がないということになっている。これを見ると、やはり毎回毎回、人事院勧告に沿っていくことが人事院勧告に沿うことが果たして、その市民サービスが圧迫されるようなリスクがどうなのかなっていう課題と、でも併せて人材を確保しないといけないということは当然あると思います。小さい市町でもありますので、採用難ということも含めた上で、もうしっかりと若者層の確保とか、またあるいは中堅層の定着とか、そういうことを考えると、本当に人材の確保も必要ではないかと。ただ、両面からすると、本市としてはその調整をしていく。例えば、三原市とか呉市、東広島市、近隣市町などと同じような国家基準以下に抑えて努力をしている調整の余地はないのかどうかっていうのを2点目にお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） まず、人事院勧告制度でございます。こちらにつきましては、国も含め、地方も含めまして、公務員というものは労働基本権というのが著しく制約をされている中で、そういう代替措置としての公務員の給与や他の勤務条件を社会情勢や民間の状況に合わせて改善する、こういったことを目的として、人事院が毎年勧告を行っております。そういうことから、本市といたしまして、そういう労働基本権が制約されている中での代替措置ということを踏まえまして、一定には過去からずっとこういう人事院勧告に準拠した給与改定というものを行っているところでございます。さりとて、先ほど委員がおっしゃいますように人件費という部分について、やはり総人件費の抑制を、先ほども申し上げましたが、人件費の抑制というのも当然、総人件費の抑制というのも必要であろうかというふうに考えておりますので、いろんな働き方、そういうものも踏まえまして、時間外の抑制でありますとか、またそういった採用に関わる年齢構成の平準化、こういったものを図りながら行うことで、ラスパイレス指数というものの改善に努めて参りますし、全体の総人件費の抑制に繋がるような取組というものは必要であろうかと考えますので、こういった取組は今後も継続して行っていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） いかに必要性との調整というのはすごく大事だなというふうに感

じております。自主財源が限られている中の人件費ということでもありますけれども、ここでもやはり地域手当っていうものも、ここはしっかり検討していただきたいといけないのではないかなど。そして、市独自の税収とすると、他のところになりますけども、使用料とか未利用財産とか、今後の観光収入をどう伸ばすのかとか、そういうことも含むと思いますので、その辺をしっかりですね、まずは人件費の中の地域手当、これは他の委員も何度か質疑をされていると思いますので、そこには少し調整する余地があるのではないかと思いますが、その点について、最後の3回目の質疑になりますので、明快にご答弁いただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） 地域手当についてのご質疑でございます。こちらの地域手当は、今年度から新たに一部の都市部だけではなく、全国的にそういった手当を支給するという形で人事院勧告に基づき、竹原市においても今年度は2%、来年度におきましては4%の地域手当が支給されるべく勧告をされているところでございます。先ほど申し上げましたように、人事院勧告というのがそういった公務員の労働基本権の制約に対する代替措置ということも踏まえますと、やはり人事院勧告で出されたものについてはそれに準拠した改定というのは必要であろうかというふうには考えております。そういった意味では、地域手当もその中の一部ということを考えますと、やはり人事院勧告に準拠した制度の運用というものは必要であろうかというふうには原則考えているところでございますけれども、繰り返しにはなりますけれども、そういったものも踏まえまして、全体としての総人件費、こういったものをしっかりと認識する中で、そういった抑制について、様々な手法を検討する中で全体の歳出に関わる人件費の割合というのも非常に大事になることだと思いますので、そういったことを踏まえまして、今後もしっかり様々な面での取組っていうのは行っていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） それでは、2点目の質疑に移らせていただきたいと思います。決算書の158ページ、社会福祉費でございます。

重層的支援の体制整備の事業ということではありますが、簡単に言うと、この竹原市の重層的支援体

制整備事業とは福祉の縦割りを超えて、地域で困難を抱える人をまとめて支える新しい仕組みだと思います。竹原市の重層的・複合的・多様な社会福祉法改正が令和3年4月に施行されました。令和5年度までは準備期間ということでお伺いさせていただいて、令和6年度から本格実施を行ったということです。国と県の財源が非常に大きい事業でもありますので、個別審査のときにお伺いをさせていただきました。割合はどうなっていますかということでお伺いさせていただいたのと、実際にこの費用は国がいくら、2分の1がいくらで、県がいくらで、市がいくらなのかっていうことをお伺いさせていただきました。というのも、決算書は非常に重層のほうの費用としては社会福祉費の総務費の中、障害の福祉費の中、障害者の。あるいは老人の福祉費、児童の福祉費、あるいは母子の保健費の中にも重層が入っていますので、全体的に国からの予算はいくら入っているのか。県からいくら入って、市はいくらなのかっていうことを再度お伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 重層的支援体制整備事業についてのご質疑でございます。委員がおっしゃられますように、本市では令和3年度から令和5年度までの3年間の重層的支援体制整備事業への移行準備事業を経て、令和6年度から事業の本格実施に取り組み、誰一人孤立させない地域社会づくりを進めております。詳細審査のときに回答しました事業費のうち、国の負担割合が2分の1、県が4分の1というのは、社会福祉費で新たに実施しております事業についての負担割合でございます。委員がご質疑をされております事業全体については、障害福祉費、高齢者福祉費、児童福祉費においては、これまで実施していた事業が重層的支援体制整備事業に置き換わったもので、それぞれの事業の負担割合は変わっておりません。その上で、各事業の合計の決算額が1億5,358万2,485円であります。うち重層交付金として、国から6,790万6,000円、県から3,048万3,000円を交付されております。従いまして、市の負担としては5,519万3,485円となっております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） これ、国のはうも体制がぐっと変わったということもありますけれども、このまま補助というのは時限的ではなく、継続されるということではないかなというふうに思います。それで、詳細審査のときにも相談件数はということでお伺いさせて

いただきましたら、高齢者が61件、子育てが17件、ひきこもりが47件という、その他が1件、トータルで126件の利用者や相談者ということでもありました。それでは、利用者やその地域からの評価というのはどうだったのかっていうことも踏まえて、お伺いさせていただきたいので、今までの既存の包括支援センターとの違いとか、そういうのがご理解できて、相談に行かれているのか、あるいは障害者、あるいはひきこもり、困窮者などは今までの既存のセンターとの違いがご理解されて、そこに相談にきちっと行かれてるかどうか、2点目にお伺いさせていただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 令和6年度のまるごと福祉相談窓口たけはらまるっとでの相談受付件数は、委員がおっしゃられているように126件でございました。まるごと福祉相談窓口の役割について、市民がしっかりとわかった上で相談をされているかということについて、ちょっと分析はできておりませんけれども、令和5年度の移行準備事業時の5件と比べて、大幅に相談件数増加しております、広報紙やチラシの回覧、福祉専門職や民生委員が出席する会議体での広報などで事業の周知が進んでいると考えております。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） それでは、3回目の質疑になりますので、要はその縦割りが解消できたかどうかっていうことと、それと予算書のほうに計上されていた地区担当及び地域調整コミュニティソーシャルワーカーを配置できたかどうか、これもすべて既存のままの横スライドになっているのかなと思いますが、それと社協とかNPOとの連携体制なども含めての最後の質疑なんですけれども、従来の制度では拾い切れなかった成果っていうのも当然出ているのではないかなと思いますし、相談窓口の周知っていうのは一番大事な対象者に届いているかどうかってことが非常に大事になってくるのではないかなと思います。制度の縦割りを解消する目的として、既存の包括支援センター事業などの違いをしっかりと市民にご理解をいただかないといけないと思っております。いわゆる、これは誰一人取り残さない社会の実現に向けてという、構築に向けてということでスタートしておりますので、市民の皆様に対する周知の方法なども含めて、最後、ご答弁いただければなと思います。よろしくお願ひいたします

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 令和6年度から市庁舎内にまるごと福祉相談窓口を開設し、他機関共同コミュニティソーシャルワーカーを配置し、市の地域共生社会推進アドバイザーとともに中軸となって、いろんな関係機関のチームによる支援体制づくりに取り組んでおります。単独の支援機関だけでは対応が難しい複合的な課題を持つ世帯に対して、他機関によるチームで支援体制を構築できるよう支援調整、支援プランの作成、進捗管理などをまるごと福祉相談窓口が担っております。また、社会福祉協議会には地区担当コミュニティソーシャルワーカーを北部、竹原、吉名、忠海の各地区に配置しており、各地区で開催される小地域ネットワーク会議の進行、支援対象者情報収集、アウトリーチ支援を実施しております。また、地区担当コミュニティソーシャルワーカーの業務総括及び参加支援事業について、受入を協力してくれる事業者の開拓などを行う地域調整コミュニティソーシャルワーカーを配置しております。これらのコミュニティソーシャルワーカーの配置により、重層的支援体制整備事業である竹原市版の地域まるごと支えあい体制づくり事業を実施しているところです。また、事業全体の運営等の協議の場である竹原まるごと会議、ここにはN P O法人であったり、当事者団体であったりといった方々も参画いただいておりますが、竹原まるごと会議を設置し、また教育と福祉の連携推進母体となる竹原まるっこ会議を新たに設置し、連携を深めるとともに、障害者自立支援協議会や地域ケア会議などの各分野で既に開催している会議体でも情報共有や連携を取りながら、本市における包括的な支援体制を構築しているところでございます。以上でございます。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） なかなか、福祉分野で問題が解決するのに相当日にちがかかったりすることはもう本当にご苦労が絶えないことはよく承知でありますので、しっかり人員確保も含めて、その職員の方に対する慰労というか、激励というか、そういうこともお互いしながら、守っていかないといけない重要な事業だと認識しておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、3点目の質疑に移らせていただきたいと思います。289ページの教育総務費、就学奨励費のことをお伺いさせていただきたいと思います。この制度は何年から始まって、何人の方が今まで利

用されていて、竹原市にお住まいになっている方がおられるのかどうか、もし掌握をしておりましたら、ぜひ、教えていただきたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 委員がおっしゃいます制度につきましては、奨学金の返還免除制度、そのことについてのご質疑だと思います。こちらの制度につきましては、奨学金の貸付を受けた方で大学等を卒業した後、本市に居住した方について、居住期間に応じて返還を免除する制度でございます。令和3年3月以降に大学等を卒業した奨学金の貸付を受けた者を対象に導入して、これまで6名の方が適用となっております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） アヲハタさんのほうは給付で月額3万円、12ヶ月で掛け4年、これ、4年制大学の場合。また、短大の場合は半分というふうに伺っております。そして、久保谷さんと中生は貸付だということで。制度の持続性についてなんですか、奨学金を一度貸し付けたお金を償還してもらい、次の学生の原資に回すことだと思います。いわゆる循環型の制度であります。しかし、返済していない人や不用が出る現状では、制度の持続性に疑問が生じると思いますが、今、物価高も鑑みて、今後、月額の返済とか相談等など、また返済額の見直し等も含めて検討していくお考えはありますでしょうか。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 貸付を行いました奨学金の返還についてございますが、奨学金の返還の状況につきましては、貸与決定時にですね、奨学金の返還、その他すべての義務を誠実に履行する。そういう誓約書の提出をしていただいているところでございますが、現実的にはですね、履行されない方がいらっしゃいます。そういう方に対しましては、督促を行い、返還を促すとともに、返還が難しい旨の相談に来られた際には分割して返還することを認めるなど、奨学生間の公平が図られるように努めているところでございます。委員のほうから返還がしやすいようにということでご提言もありましたが、返還期間につきましては10年以内で返還すると、そのように定めておりますが、よりその期間を長くすることで月々の返還額が少なくなりまして、返還が行いやすくなると、そういうことも考えられますので、そういうことについて、今後検討を行って参りたい

と、そのように考えております。

○委員長（山元経穂君） 道法委員。

○委員（道法知江君） ちょっと下のほうに書かせていただいております他の人材同士との関連はということで保育士さんですね、保育士さんとか、看護職応援給付などのような、いわゆるその人材に投資の事業というのはあるのですけれども、奨学金だけではなく、その保育士、看護職員の応援給付事業などの幅広く応募をされておりますけれども、定員に満たないっていう状況があるのではないか。昨日呉のほうで、呉のホテルですかね、あつたのですけれども、保育博、保育園の博覧会、保育博2025というので、保育の魅力を知ってほしいということで行ったというふうに見られた方が言われておりましたけれども、呉の阪急ホテルで行っていて、呉市内のブースの中に他に江田島市と竹原市さんがありましたっていうご連絡をいただきました。そうやって、いろんな工夫をしながら、人材確保ということにご努力をしていただいているんだなということを感じます。ただし、小規模の自治体では人材投資には規模、限界があるというふうに理解をしておりますけれども、ただ、このように奨学金もそうですし、給付の事業もそうですけれども、制度を作っても利用されなければ意味がないというふうに思います。この点について、ご答弁いただければお願いしたいと思います。

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 生産年齢人口が減少している本市において、介護や保育等の人材確保はサービス提供体制を維持向上していくため、大変重要な課題であると認識しております。そのため、令和4年度から保育士応援給付金制度、令和6年度から介護職員応援給付金制度をそれぞれ開始しております。保育士応援給付金制度においては、この3年間で私立こども園で6名の正規職員を確保でき、介護職員応援給付金制度においては令和6年度に新規採用された7名の正規職員に給付金を給付しております。委員、おっしゃられますように予算をすべて執行して、令和6年度の介護職員については予算をすべて執行している状況ではございませんが、今後におきましては、介護事業者が参画している竹原地域社会福祉法人協議会や市内の私立こども園等とより一層の連携を図り、応援給付金の更なる周知を図るとともに、福祉人材センター、ナースセンターなどの公的機関や広

島県中枢連携都市圏などと連携を図りまして、より一層課題に取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（山元経穂君） 以上をもって、道法委員の総括質疑を終了いたします。

議事の都合により、11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時13分 再開

○委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて、議事を再開いたします。続きまして、松本委員を指名いたします。

松本委員。

○委員（松本進君） 全体質疑ですので、市長と教育長の答弁を求めたい。

まず1点目は、市職員、教職員の長時間残業の解消についてでありますけれども、労働基準法が定める時間外労働の上限規制を超える市職員の長時間残業は、市職員、教職員の健康問題や児童、生徒など市民サービスに重大な影響を与えると考えます。決算資料によると、市職員は年間最大818時間、月45時間超が31人、月38時間越えの過労死基準超は7人となっています。そこで、まず1点目ですけれども、市職員の過労死状態の即刻解決など、長時間残業を解消するための人員増は早急な課題ですが、どのように対応されますか。振替休日で過労死状態が解消されるものではありませんので、私は抜本的な増員を求めておきます。

次に、市教育委員会の働き方改革の取組では、児童、生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が2024年度末には80%以上という控え目な目標ですけれども、これを100%にするには教職員を何人増員する必要がありますか。計画的、具体的な取組も伺います。次に、教職員アンケートの休憩時間を自由利用できない理由では、23.9%が緊急的な児童、生徒への対応。71.6%がその他で、内容を見ると、給食指導、補充学習、授業準備等々となっています。これらの理由は、本来、教職員の業務に属します。この解決には教員の業務を分類し、業務を削減する具体的な人員増が必要ですけれども、これについても具体的な取組をお伺いしたい。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） まず、市の職員の時間外勤務に関する質疑に対するお答えをいたします。まず、令和6年度における月80時間超の時間外勤務につきましては、それ

それ労務管理システムの導入に係るもの、また窓口業務、固定資産税の業務などが一時的にですね、業務が集中したことにより、時間外が発生いたしております。ただ、これも先ほども個別審査の際にも申し上げましたが、こういった一時的に業務が集中したものに関しては、振替休日を活用するなどして、月の勤務時間を調整するなどして、実質的な長期労働勤務の削減に現在努めているところでございます。また、併せて、時間外勤務の削減に向けて、こちらも時間外の上限目標を定めまして、一部の職員に業務が集中しないよう、業務量の均一化でありますとか、時間外勤務の多い所属長への聞き取りによる実情を把握する中で、課題の解決策などを整理するなどして業務の改善に取り組むとともに、一時的、突発的な業務につきましては、会計年度任用職員の雇用などで対応しておりますが、また毎年度の業務量の調査をしっかり実施する中で、正規職員の採用や配置を行っているところでございます。また、今年度から導入いたしました労務管理システムによりまして、新たに時間外勤務の適正化に向けた申請等の手順を定めまして、所属長に対して、それを徹底するとともに時間外勤務が月45時間を超えることが見込まれる場合でありますとか、所属内の時間外勤務に人によって偏りがある、こういった場合には、その要因分析でありますとか、縮減に向けた取組を現在進めておりまして、そういうことを徹底することによりまして、時間外勤務の縮減に現在努めているところでございます。こういった取組によりまして、令和7年度でございますが、上半期については昨年度に比べて時間外勤務は減少しているということで、その効果は出てきているというふうに考えております。私のほうからは以上です。

○委員長（山元経穂君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 学校における働き方改革の取組について、2点ご質疑いただきました。まず、1点目でございますが、児童と向き合う時間というのはですね、授業準備、教材研究、部活動、個別指導など、児童、生徒の指導に關係のある業務に従事する時間を意味しておりますが、そうした時間が確保されている教職員の割合の状況につきましては、令和2年度と比較し、約25.8ポイントの増加ということで、年々改善が図られているというところでございます。そのさらなる改善に向けて、教職員を何人増員すれば100%になるのかということでございますが、教職員一人一人の経験や能力、また健康面や家庭

の状況等に配慮が必要な場合など様々でございますので、何人必要かといった定量的な計算は困難であると、そのように考えております。しかしながら、改善に向けた取組は必要でございますので、その方法といたしまして、業務の精選と教職員を含め関係職員の増員であると、そのように考えております。そのための具体的な取組につきましては、学校教師が担う業務に係る3分類において、基本的には学校以外が担うべき業務については、地域住民の方が中心となって、交通量の多い道路の横断歩道などで上下校に見守り活動を行っていただいております。また、学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務、そういった業務につきましては、事務補助員による調査、統計等への回答、また部活動指導員や外部講師による部活動指導を行っているところでございます。さらに、教師の業務だが、負担軽減が可能な業務につきましては、理科支援員やALTによる授業準備の補助、また学校教育支援アドバイザーや介助員による支援が必要な児童、生徒や家庭の支援を行うなど、教師以外でもできる業務は教師以外の職員で担えるよう取り組んでいるところでございます。

次に、2点目でございますが、休憩時間の目的は勤務の中途で職員を一旦仕事から切り離すことで心身の疲労の回復等を図ろうとするものであり、公務能率の増進の観点からも休憩時間の適切な取得は重要であると考えております。このため、各学校においてもすべての教職員が休憩時間取得できるよう、1日の勤務の割振りを行っており、これを校務運営規程に明記し、全教職員に周知しているところでございます。しかし、緊急かつ突発的なやむを得ない状況の場合においては、休憩時間であっても対応が必要な場合があり、例えば、児童、生徒が相談に来たような場合はすぐに相談に応じているのが教職員の実態であろうと考えております。休憩時間の自由利用に向けた具体的な取組といたしましては、先ほどの答弁とも同様となります。学校教師が担う業務に係る3分類で示されるそれぞれの業務について、本市のできる範囲で取組を進めているところでございます。

2点ともに共通した答弁といたしまして、最後になりますが、こうした本市独自の取組を進めることに加えまして、国に対する基礎定数増の要望、また県に対する臨時的任用職員候補者の確保及び加配要望などにも引き続き取り組むなど、学校における働き方改革が少しでも前進するように努めて参りたいと考えております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 松本委員。

○委員（松本進君） 市の職員のほうからちょっとお尋ねしたいのですけれども、決算資料の22ページの残業時間の実態ですね、私が今、申し上げたのは各職員の分で年間最大時間とか、月とか45時間、月80時間超の資料をちょっとここで報告と言いますか、紹介しました。それで、上のほうの表には、何でこれ、あえてもう1回言うかというと、今答弁の中には一時的な業務の集中によって起こった80時間とか、起こったというような報告がありましたけれども、この決算資料を見ますと、各課ごとに残業時間が年間の残業時間を出させていただいて、例えばこの1番、これを職員1人当たりで割った単純平均なのですけれども、これを見ますと、企画政策課では1人、265.8時間というような残業になります。それで、続いて、この人数の関係もありますけれども、市民課では1人が265時間、3番目の順位としては、これは1人ですけども、農業委員会事務局が243時間というような残業時間で、これは各課ごとに全体で残業時間があるわけですね。ですから、本来ならきっちりした各課ごとの業務量をね、的確に把握して、そこで一遍にパッとゼロっていうのはなかなか課題があるのでしょうけれども、計画的に残業時間を減らしていくということで、まず80時間超の分はね、過労死基準というのはちょっと報告させてもらったように緊急事態ですから、そういった急ぐところから減らしていく、その業務を減らしていくというのがね、当然だと思うのですけれども、この80時間の7人というのは、この分はもう具体的に人を配置して、ゼロと言いますかね、そういった取組をされているのかをちょっと確認を含めてお願ひしたい。

○委員長（山元経穂君） 総務部長。

○総務部長（向井直毅君） 時間外、それぞれ各課にそれぞれの時間外の勤務が発生はしていることはご承知のとおりだと思いますけれども、この人員配置につきましては、やはりこの各業務、それぞれどの部署においても、やっぱり繁忙期、閑散期ってものがございます。そういった中で、繁忙期に合わせて人員配置をするということになりますと、やはり通常業務、通常期でありますとか、閑散期においては人員が過大に配置されるということになりますので、ピーク時に合わせた人員配置というのは適正な配置ではないというふうに考えております。そういった中で、そういった業務が繁忙する時期においてはどうし

てもやはり時間外というものは発生するわけでございますけれども、そこは先ほど申し上げましたように、そういった通常期、閑散期において振替を設けることによって、そういった心身の疲労の回復にも努めているところでございまして、そういった取扱いは一定にはそういった心身の疲労の回復には効果を上げているものというふうに考えております。そういった中で、全体的には先ほども業務が集中する期間というのが恒常に続いているわけではなくてですね、一時的なものでございますので、そういった部分においては、若干そういった対応しつつですね、業務量を調整する中で、今申し上げました80時間を超えている職場につきましては、一定には人員配置については配慮する中で令和7年度については、そういった改善というものは図っているところでございます。以上でございます。

○委員長（山元経穂君）　松本委員。

○委員（松本進君）　そういった、特に80時間超とか45時間超31人とかというのがありますけれども、その全体の急ぐところは早急な取組はいるのですが、先ほど紹介したように、この22ページの資料では企画とか市民課とか、農業委員会、これは順位ですけれども、多い残業時間のね、1人当たりの職員の残業時間の多いところを言いました。ですから、この表を見ると、もう1回確認したいのは、こういった残業時間が私は人が足らないからね、業務量に対する人配が少な過ぎるから、恒常にこういったことが発生しているということで質問しているわけですけれども、この残業時間をピーク時とか、そういった通常の勤務ですかね。そういった、例えば通常な勤務でこういった捉え方によってはね、一時的な分はちょっと別として、通常の勤務で各課ごとにこういった発生している残業という捉え方でいいのですか。

○委員長（山元経穂君）　総務部長。

○総務部長（向井直毅君）　人役の考え方といいたしましては、通常勤務でき得るその人役の時間数によって配置をしておりますので、繁忙期以外の通常期においては時間外は原則発生しないものというふうに考えております。ただ、そうは言いましても、業務が年々、年によって、新たな業務が発生をいたしましたりとか、突発的な業務というのが発生する中で時間外が発生しているというような中で、現在こういった取組の中でいろんな文書管理とか電子決裁システムでありますとか、先ほど申し上げました労務管理システムの導入、

そういうものと併せて、R P Aの業務の範囲の拡大などを図る中で全体の業務量と
いうものの縮小も図っているところでございます。先ほど申し上げましたが、そういう形の取組を進める中で、令和7年度、まだ上半期ではございますけれども、昨年度に比べて時間外の勤務時間というのは減少しているということで、一定には成果が出ているものと考えていますので、引き続き、そういう対応を進める中で時間外は徐々に減らしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（山元経穂君） 松本委員。3回目です。

○委員（松本進君） まず、職員の分でちょっと今22ページの資料の分で…。

○委員長（山元経穂君） もう、1番最初、3回です。軽くお願ひします。

○委員（松本進君） 今の答弁を見ると、この22ページの資料では各課の繁忙期でのこういった忙しいときのね、残業というのはちょっと私も聞いておりましたので、そのやっぱり改善はいるのではないかという、ちょっと指摘をしておきたい。

それから、下の2番目の教育委員会の件では、私が伺ったのはここに書いてある働き方改革、教員の働き改革の問題で本来ここは80%の生徒と児童、生徒と向き合う時間の確保が80%を目標されている。これを100%全員の先生が教職員の方が向き合うような時間を確保するためには、何人がいるのかなというのがあって、わかりやすく聞いたのだけども、そこは明確な答弁がなかったように私は記憶しています。それと、次の分も休憩時間の自由な取得の問題があって、この理由を聞くと、23.9%についても緊急的な児童、生徒の対応とかで71.6%がその他という中で、給食指導、授業準備、補充学習等々、本来の先生方の本来のね、先生方の本来の業務ということで私は伺って、先ほど言った全体の補充を100%にするための向き合う時間を100%にする時間の教職員と関わるわけですから、もう1回その100%、先生方が児童、生徒と向き合う、100%の先生が向き合うためには何人先生が必要なのか、増員が必要なのかということをもう1回。

○委員長（山元経穂君） もう、2番ですよ。

○委員（松本進君） これ、3回行使したということですか。

○委員長（山元経穂君） もう1題目を3回している。

○委員（松本進君） 失礼しました。わかりました。それじゃ、さっきの指摘になるのでしょうかけども、ごめんなさい。2番目の分で、後期高齢者の分で伺いたいと思いますけれども、

ども、ここは後期高齢者医療の滞納についてなのですが、現年度分が221万5,000円強、繰越分が143万円強の滞納額となっておりまして、それで、後期高齢者医療の保険料というのを個別審査で伺うと、いろんな最大限、この軽減措置、保険料の軽減措置が行われても月額約1,240円とか年額1万4,886円というようなご答弁がありました。そこで、市長にお伺いしたいのは、端的に言えば収入がない、あるいは月額1万5,000円未満の人の保険料でもさっき言ったような月額1,240円等、保険料がかかります。ここについて、市長はどういった考え方なのかということと、やっぱり市独自の負担軽減がいるのではないかということについて、ちょっとお尋ねしておきたい。

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 後期高齢者医療制度における保険料についてのご質疑でございます。後期高齢者医療制度における保険料につきましては、被保険者一人一人に賦課され、所得に応じて公平に納めていただくもので、すべての被保険者が保険料を負担する受益者負担が原則であり、収入のない方からも原則として保険料を負担していただくことになっております。この保険料は被保険者が等しく負担する均等割額と前年の所得に応じて負担する所得割額の合計になり、原則として公的年金からの天引きである特別徴収となります。1年間の年金受給額が18万円未満の方や75歳となってこの制度に加入した当初などは普通徴収により保険料を納めていただいております。

その中で、低所得者に対しては保険料の軽減措置や納付相談を行い、保険料を納めていただいております。低所得者に対する保険料の軽減措置として、均等割額については7割、5割、2割の軽減措置が設けられており、その他災害や所得激変により生活が著しく困難となる特別な事情がある方を対象とした減免制度も設けられております。竹原市では約75%の人が軽減の対象となっており、こうしたきめ細かな制度の中で低所得者に対する一定の対応ができるものと認識しております。さらに、その中でも生活困窮にある方については、生活保護などの福祉制度で救済されるものと考えております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 松本委員。

○委員（松本進君） 委員長、決算で聞いたらいけないっていうのは早く指摘してくれないと困るよ。

○委員長（山元経穂君） 指摘してないです。

○委員（松本進君） 言っている人もいるから。だから、私は決算でお金を使った分でどうなっているかという質問しているわけだからね。

○委員長（山元経穂君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（山元経穂君） 休憩を閉じて、議事を再開いたします。

○委員（松本進君） この後期医療保険の分でいろいろ説明が今ありました。市長に私はもう1回伺いたいのはね、端的に言えば、今のシステムでも最大限軽減されても保険料がかかっている。月にしたら1,240円かかるわけですよ。年額も1万4,000円もかかるわけですよ。しかし、市長にお尋ねしたいのはシステム上そうだけれども、制度上そうだけれども、収入がない人にね、保険料がかかることについて、市長はどう考えるのかというのを答えればいいわけよね。市長はそれは当たり前で当然ですと、ルール上当然だというなら、そう答えてください、はっきりと。

○委員長（山元経穂君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 繰り返しになりますけれども、後期高齢者医療制度というのは保険制度でございまして、低所得者の方からも原則として保険料を負担していただくこととなっております。そうした低所得者に対する軽減制度というのも設けておりますので、そういう制度の中で後期高齢者医療制度を運営していると認識しております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 松本委員。3回目です。

○委員（松本進君） 市長がぜひ、答えていただけないのはちょっと残念なのだけれども、私がこの点でもう1回指摘しておくのは、やっぱり収入がゼロなのに、あるいは月額1万5,000円未満の人でも先ほど言った保険料がかかると。これはちょっとおかしいのではないかと。そこは市独自の、制度上そうなら、市独自の対応がいるのではないかということを申し上げたわけであります。次、いいですか。

○委員長（山元経穂君） どうぞ。

○委員（松本進君） 次は、下水道事業のことできちんとお尋ねしたいのは、これ、個別審査でも聞いたのだけれども、答弁漏れでした。ここでもう1回聞くことになると思うのですが、下水道使用料金が24年決算年度の8月から20%値上げされております。この値上げした分の使用料はいくらになっているのかということを再度聞いておきたいということと、2つ目は決算資料にもありますけれども、決算にもありますけれども、経費回収率が24年度決算年度は61.9%ということでありました。これが事業運営する事業体から見れば、回収率が100%が理想というような答弁があったもので、経費回収率を100%今すぐ上げなさいということではありませんけれども、経費回収率が100%になった場合は下水道料金は現在がこうで、100%ではこうなりますよということについて、というので、私は負担が相当増えるのではないかなど思いますから、そこで暮らしの問題から考えた市長の認識はどうなのかということを聞いているわけです。

○委員長（山元経穂君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） まず、使用料改定に伴う下水道事業の収入についての影響につきましてお答えいたします。下水道使用料の改定が8月ということからや使用者数の増減等の要素があることから、正確な数値は申し上げられませんが、約300万円の増加があったものと見込んでおります。

その次に、経費回収率につきましては、経営の維持管理費に対しての下水道使用料でどの程度賄えるかを示す指標でございます。令和6年度は使用料収入約7300万円に対し、維持管理費が1億1,800万円であり、ご指摘のとおり、回収率は61.9%となっております。経営の健全化に向けて、令和6年度末には中長期的な経営戦略を改定し、汚水に係る各種事業の進捗などを踏まえた接続率の向上や段階的な料金改定などの財政シミュレーションを策定し、本年4月に公表しているところでございます。この経営戦略に基づく取組を進めることで、令和10年度には経費回収率100%を超える見通しとなっております。以上です。

○委員長（山元経穂君） 松本委員。

○委員（松本進君） ちょっとわかりにくいのですけれども、先ほど答弁では決算年度ですかね、それが経費が1億1,800万円かかったということで、それが今回回収率が61.

9%だという答弁があったと思うのですね。ですから、今の時点で、例えばこの1億1000万円の経費がかかっている。これを61.9%の回収率があるのだけれども、これを100%にすればどうなるかということですので、お答えいただければと。

○委員長（山元経穂君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 経費回収率の100%に向けての取組でございますが、現在、段階的な料金改定を行っているところでございます。昨年度8月に実施しました改定に加えまして、次の翌年度の4月から改定しますプラス10%、合計で30%の改定に伴いまして、その残りにつきましては接続率の向上であるだとか、事業計画に応じた職員の適切な配置、こういったことなどにより、経費回収率は100%達成できる見通しとなっております。以上です。

○委員長（山元経穂君） よろしいですか。以上をもって、松本委員の全体質疑を終結いたします。

これをもって、全体質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決いたします。

初めに、議案第44号令和6年度竹原市歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第44号に反対します。

○委員長（山元経穂君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山元経穂君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山元経穂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり、認定することに決しました。

続きまして、議案第45号令和6年度竹原市下水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

○委員（松本進君） 私は議案第45号に反対をします。

○委員長（山元経穂君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山元経穂君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。本案は原案のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（山元経穂君） 採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり、認定することに決しました。

当委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山元経穂君） ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、併せて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、委員長において、後刻、調整いたしますので、ご了承願います。

執行部におかれましては、長時間にわたっての真摯なご答弁をいただきまして、委員長として心より厚く御礼申し上げます。また、委員の皆様方も長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございます。

最後に市長、ご挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 令和6年度の決算総括審査にあたりまして、行政全般につきまして貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

令和6年度決算におきましては、これまでの歳出の見直しや財源確保の取組などによりまして、5年連続で基金残高が増加するなど財政健全化の取組の成果が出ておりますが、少子高齢化の進行、社会保障費の増大、さらには今後の経済情勢の不透明さを鑑みると、引き続き効率的かつ効果的な行政運営に取り組む必要があると考えているところであります。本委員会でのご指摘ご提言を踏まえ、不断の行財政改革と中長期的な視点に立った財政運営に取り組み、引き続き元気な竹原市の実現に向け、全力を尽くして参ります。

今後とも一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○委員長（山元経穂君） ありがとうございました。

以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

午前11時44分 閉会